

京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合貸付規程の全部を次のように改正する。

平成26年6月25日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

京都市職員共済組合貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第4号、京都市職員共済組合定款第44条第3号及び京都市職員共済組合運営規則第15条の規定に基づき、京都市職員共済組合（以下「組合」という。）が行う組合員の臨時の支出に対する資金の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付金の財源)

第2条 貸付金の財源は、組合の長期経理及び全国市町村職員共済組合連合会の預託金管理経理からの借入金並びに短期経理からの借入金（第3条第4項に規定する高額医療貸付及び同条第5項に規定する出産貸付の財源に限る。）をもって充てる。

(貸付の種類)

第3条 貸付の種類は、住宅貸付、災害貸付、高額医療貸付及び出産貸付とする。

2 住宅貸付は、組合員（任意継続組合員を除く。）が次の各号の一に掲げる

場合に資金を必要とするとき、その必要とする資金の範囲内において行う。

(1) 組合員が自ら居住し、かつ所有するため、住宅を新築し、増築し、改築（現住居除却後の新築を含む。以下同じ。）し、修繕し若しくは購入し、又は住宅の敷地を購入するとき。

(2) 組合員が自ら居住し、かつ本人、配偶者、又は2親等以内の親族が所有する住宅を修繕するとき。

3 災害貸付は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ当該各号に掲げる事由により、組合員（任意継続組合員を除く。）が自ら居住し、かつ所有するため、住居を新築し、増築し、改築し、修繕し若しくは購入し、又は住宅の敷地を購入する場合に資金を必要とするとき、その必要とする資金の範囲内において行う。

(1) 災害住宅貸付 組合員の住宅に係る水震火災その他の非常災害（以下「災害」という。）による損害（法の規定による災害見舞金の支給を受ける程度の損害に限る。次号において同じ。）

(2) 災害再貸付 現に住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅に係る災害による損害

4 高額医療貸付は、組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのために臨時に資金を必要とするときに行う。

5 出産貸付は、組合員（任意継続組合員を含む。以下本項において同じ。）が次の各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。

(1) 法第63条第1項に規定する出産費（以下「出産費」という。）の支給の対象となる組合員の出産（妊娠4月以上（85日以上をいう。以下同じ。）

の異常分べん又は母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）に基づく妊娠 4 月以上の胎児の人工妊娠中絶をした場合を含む。次号において同じ。）

(2) 法第 63 条第 3 項に規定する家族出産費（以下「家族出産費」という。）の支給の対象となる組合員の被扶養者の出産

（借受資格）

第 4 条 組合員（任意継続組合員を除く。）は組合員資格を取得した日（前条第 2 項及び第 3 項に規定する住宅貸付及び災害貸付にあつては、組合員期間（法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続き組合員期間を含む。以下同じ。）1 年以上となった日）から貸付けを受けることができるものとする。ただし、任意継続組合員にあつては、任意継続組合員の資格を取得した日から高額医療貸付及び出産貸付を受けることができるものとする。

2 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員について前項の規定を適用する場合には、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続き組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項の規定により採用された月以後の組合員期間に限る」とする。

3 出産貸付を受けることができる者は、出産費又は家族出産費（以下「出産

費等」という。)の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の組合員又は出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の被扶養者を有する組合員

(2) 妊娠4月以上の組合員で当該組合員本人の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4月以上の被扶養者を有する組合員で当該被扶養者の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者

(貸付金の限度額)

第5条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 住宅貸付 貸付けの申込みをするときにおける給料(法第2条第1項第5号に規定する給料をいう。以下同じ。)に、別表第1に掲げる組合員期間の区分に応じ、同表に掲げる月数を乗じて得た額に相当する金額(当該金額が1,800万円を超えるときは、1,800万円)

(2) 災害貸付 次のア及びイに掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれア及びイに掲げる金額

ア 災害住宅貸付 前号に規定する住宅貸付の額(イにおいて「住宅貸付額」という。)に相当する金額

イ 災害再貸付 住宅貸付額の2倍に相当する金額(当該金額が1,900万円を超えるときは、1,900万円)

(3) 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療

機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うべき金額又は支払った金額から、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3の3の規定により同条第1項第1号イからへまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額に100分の80を乗じて得た額。（算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸し付けない。次号において同じ。）

(4) 出産貸付

ア 組合員の出産については、一の貸付事由（多胎出産の場合は、一産児べん出ごとに一の貸付事由）ごとに出産費に相当する額に100分の80を乗じて得た額

イ 被扶養者の出産については、前記アの一の貸付事由ごとに家族出産費に相当する額に100分の80を乗じて得た額

2 前項第1号又は第2号アの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、当該各号に定める金額を貸付額とすることができる。

- (1) 組合員期間3年以上7年未満の組合員 400万円
- (2) 組合員期間7年以上12年未満の組合員 700万円
- (3) 組合員期間12年以上17年未満の組合員 900万円
- (4) 組合員期間17年以上の組合員 1,100万円

3 第1項第2号イの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、当該各号に定める金額を貸付額とすることができる。

- (1) 組合員期間3年以上7年未満の組合員 450万円

- (2) 組合員期間 7 年以上 12 年未満の組合員 750 万円
- (3) 組合員期間 12 年以上 17 年未満の組合員 950 万円
- (4) 組合員期間 17 年以上の組合員 1,150 万円

4 要介護者に配慮した構造を有する住宅(以下「在宅介護対応住宅」という。)にあつては、第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 2 項若しくは第 3 項に規定する額に、300 万円を限度とする額を加算した金額を貸付額とすることができる。

5 財形住宅貸付を受けている組合員又は京都市の条例により設置された職員の福利厚生事業を行う団体(以下「厚生団体」という。)からこの規程による貸付金に相当する貸付金の貸付けを受けている者若しくは受けようとする組合員に対する住宅貸付及び災害貸付に係る第 1 項から前項までに定める金額は、当該金額から財形住宅貸付の未償還元金の額又は貸付申込日における厚生団体からの貸付金の未償還元金若しくは貸付見込額をそれぞれ控除した金額とする。

6 本条に定めるもののほか、理事長が必要と認めたときは、貸付金の額に制限を加えることができる。

(貸付金額の単位)

第 6 条 貸付金の額は、前条の規定による限度額の範囲内において、高額医療貸付又は出産貸付にあつては 1,000 円を単位として計算し、住宅貸付又は災害貸付にあつては、50 万円を最低額とし、10 万円を単位として計算するものとする。

(貸付利率)

第 7 条 住宅貸付及び災害貸付の貸付けの貸付金の利率は、年 4.36%(災害貸

付にあつては年 3.63%、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては年 4.1%)とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。

2 貸付け金の利息に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 高額医療貸付及び出産貸付に係る利息は付さないものとする。

(貸付けの申込み)

第 8 条 貸付け金の貸付けを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、理事長が定めるところにより、関係書類を調製のうえ、組合に申し込まなければならない。

(債権の保全及び貸付保険)

第 9 条 借受人は、次に掲げる貸付けを受ける場合において、組合を被保険者とする貸付保険（全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）と損害保険会社との間で契約した保険をいう。）の適用を受けるものとする。

(1) 住宅貸付及び災害貸付 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険

2 前項に規定する貸付保険の保険料は、組合が負担する。

(団体信用生命保険)

第 10 条 借受人は、団体信用生命保険（全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき連合会が生命保険会社と契約した保険をいう。）の適用を受けることができるものとする。

2 前項の規定による団体信用生命保険の適用を申し込む者は、当該保険の保

険料の全部又は一部を連合会の理事長が定めるところにより負担しなければならない。

(貸付けの決定)

第 11 条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは、すみやかに実情を調査のうえ、貸付けの可否を決定し、理事長が定めるところにより借受人に対し、貸付決定通知を行うものとする。

(貸付金の交付)

第 12 条 借受人は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、理事長が定める借用証書のほか、関係書類を調製のうえ、組合に提出しなければならない。

2 理事長は、前項により書類の提出を受けたときは、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ貸付金を交付するものとする。

(1) 住宅貸付、災害貸付 書類の提出を受けた日以後に訪れる最初の給与支給日（当該給与支給日の 7 日前以降に書類の提出があった場合は、その次の給与支給日）

(2) 高額医療貸付及び出産貸付 書類の提出を受けた日から 7 日後（ただし、当該日が休日の場合は直後の開庁日）

(住宅建築義務)

第 13 条 住宅の敷地を購入するため貸付金の貸付けを受けた者は、貸付けの日から 5 年以内（自己の所有する住宅がある者にあつては、2 年以内）に住宅の建築に着手しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、その期限について 2 年間を限度として延期することができるものとする。

(償還期間及び金額)

第 14 条 住宅貸付及び災害貸付に係る貸付金は、貸付けを受けた月の翌月から 240 月以内で別表第 2 から別表第 4 までに定める償還表により毎月元利均等方式で償還（以下この条において「毎月償還」という。）するものとする。

2 住宅貸付及び災害貸付の貸付けを受けた借受人は、貸付金額が 200 万円以上の場合においては、前項の規定にかかわらず、当該貸付金の一部（貸付金の 2 分の 1 を超えない範囲内において、借受人が希望する金額）を、貸付けを受ける月の翌月以後の最初の期末手当等（法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する期末手当等をいう。以下この条において同じ。）の支給月から別表第 5 から別表第 7 までに定める償還表により、前項に規定する毎月償還と期末手当等から償還を併用することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、災害再貸付の貸付けを受けたときは、住宅貸付又は災害貸付に係る未償還元利金（当該災害再貸付に係るものを除く。）を一時に償還しなければならない。

4 理事長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において借受人が居住する住宅が滅失した場合に受けようとする災害貸付にあつては、償還期間外において 3 年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期間に係る利息は、第 7 条の規定にかかわらず、年 2.33%とし、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。

- 5 理事長は、借受人が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業（同法第19条に規定する部分休業を除く。以下この項において同じ。）をしている場合又は育児・介護休業法第11条第1項の規定により介護休業をしている場合において、第1項、第2項及び第3項の規定による償還について、猶予を希望する旨の申し出をしたときは、理事長は、第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業又は介護休業の期間の属する月の償還を猶予することができる。この場合において、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。
- 6 借受人は、第1項、第2項、第3項、第5項又は第6項の規定にかかわらず、理事長に届け出て、未償還元利金の全部又は一部を随時繰上償還することができる。
- 7 高額医療貸付又は出産貸付に係る貸付金は、当該貸付に係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額により償還するものとする。この場合に、当該支給される額が当該償還額より少ないときは、その差額は理事長が別に指定する日までに償還するものとする。

（償還の手続）

第15条 理事長は、前条第1項、同条第2項、同条第3項又は同条第5項の規定による元利金の償還又は利息の支払いについては借受人の給与支払機関から当該元利金又は利息を給与支給日及び期末手当等支給日に借受人の

給与若しくは期末手当等（以下「給与等」という。）から控除して払込みを受けるものとする。

- 2 前条第4項又は同条第7項の規定による償還をする場合又は給与等の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与等から控除できない場合は、借受人は理事長が定める払込書により組合に払い込むものとする。
- 3 理事長は、高額医療貸付に係る貸付金の償還については、借受人に当該貸付けに係る高額療養費を支給されるときに、当該高額療養費の額から当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額をもって借受人からの償還があったものとする。この場合に、当該高額療養費の額が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、理事長が定める払込書により組合に払い込むものとする。
- 4 理事長は、出産貸付に係る貸付金の償還については、借受人に当該貸付けに係る出産費等が支給されるときに、当該出産費等の額から当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額をもって借受人からの償還があったものとする。この場合に、当該出産費等の額が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、理事長が定める払込書により組合に払い込むものとする。

（即時償還）

第16条 理事長は、借受人が次の各号のいずれか一に該当するに至ったときは、直ちに、貸付けを取り消し当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき（高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が、組合員の資格を失ったときを除く。）。

- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に重大な偽りのあることが発見されたとき,又は申込みの内容が事実と著しく相違することが明らかとなったとき。
- (4) 次条に掲げる行為を行ったとき。
- (5) その他,この規程及びこの規程に基づく細則に違反したとき。

2 前項に掲げる事由により借受人が即時償還をする場合において,理事長が借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めたときは,地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。

(行為の制限)

第17条 借受人は,貸付金の償還が完了する以前に当該貸付けに係る不動産について,次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に貸し付けること。
- (2) 理事長の承認を得ないで,不動産の全部又は一部を第三者に譲渡すること。
- (3) 不動産の価値を著しく減少させる行為(不動産を意図的又は重過失により焼失又は滅失させる行為を含む。)をすること。
- (4) 理事長の承認を得ないで不動産を自らが居住する目的以外の目的に使用すること。

(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)

第18条 理事長は,法に基づく他の組合又は国の組合から,この規程に定める貸付金と同種の貸付けを受けている者が組合員となった場合において,

その者が当該貸付金を返済するため資金を必要とするときは貸付けを行うことができる。この場合において必要な事項は、理事長が別に定める。

(細則)

第 19 条 この規程で定めるもののほか、貸付の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市職員共済組合貸付規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 26 年 12 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の申込みに係る貸付けから適用する。

3 前項の規定にかかわらず、適用日前において、改正前の京都市職員共済組合貸付規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて行われた貸付け及び改正前の規程の規定に基づく申込みにより、適用日以降に行われた貸付けについては、改正後の規程の規定に基づいて行われた貸付けとみなす。

(住宅貸付及び災害貸付の貸付金の利率の特例)

4 住宅貸付及び災害貸付の貸付金の利率は、適用日から地方公務員共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日（理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日。以下「特例期間等の終了の日」という。）までの間においては、特例として、第

7 条第 1 項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）の区分に応じ，当該各号に定める日から，当該各号に定める利率とする。

(1) 財政融資資金利率が年 2.4%を超え年 4.1%を下回っている場合 毎年の 1 月 1 日及び 7 月 1 日から，1 月 1 日にあつては直近の 10 月 1 日，7 月 1 日にあつては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率（適用日にあつては，直近の 10 月 1 日における財政融資資金利率）に 0.26 パーセントを加えた利率（災害貸付にあつては当該利率に 12 分の 10 を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第 2 位未満の数があるときは，これを四捨五入した利率），第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては財政融資資金利率）

(2) 財政融資資金利率が年 2.4 パーセント以下である場合 財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には，当該改定された日以後 3 月以内の日で理事長が定める日。適用日にあつては当該適用日）から，年 2.66%（災害貸付にあつては年 2.22%，在宅介護対応住宅貸付にあつては年 2.4%）

5 附則第 4 項の規定は，適用日前に貸し付けた住宅貸付及び災害貸付の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し，適用日前に到来する償還期日における利息については，なお従前の例による。

6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅貸付及び災害貸付の貸付に

係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第 7 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。

- 7 適用日前に貸し付けた住宅貸付及び災害貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の規定により償還すべきものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。
- 8 適用日から特例期間等の終了の日の間において附則第 4 項各号に掲げる区分に応じた住宅貸付及び災害貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は附則第 4 項に規定する当該改定された日以後 3 月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の規定により償還すべきものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。
- 9 特定期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅貸付及び災害貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日以後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の規定により償還すべきものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。

(第 14 条第 4 項に規定する貸付金の利率の特例)

- 10 第 14 条第 4 項に規定する貸付金の利率は適用日から特例期間等の終了の日までの間においては、特例として第 14 条第 4 項の規定にかかわらず、財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後 3 月以内の日で理事長が定める日。適用日にあつては当該適用日）から 1.72%とする。

(抵当権の取扱い)

- 11 改正前の規程の規定に基づき住宅貸付及び災害貸付の貸付金の貸付けを受けた者で、改正前の規程第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて抵当権を設定した者は、理事長に抵当権の放棄の申し出を行うことができる。この場合において、理事長は当該抵当権を放棄しなければならない。
- 12 前項の規定による申し出に基づく抵当権の解除については、前項の申し出を行った者が行うものとし、その際に必要となる費用についても同申し出を行った者が負担するものとする。
- 13 改正後の規程の公布後、改正前の規程に基づき住宅貸付及び災害貸付の貸付金の貸付けを受けようとする者については、従前の規定によらず、改正前の規程第 9 条第 1 項及び第 2 項については適用しない。

別表第 1（第 5 条関係）

組 合 員 期 間	月 数
組合員期間 1年以上 6年未満	7月
組合員期間 6年以上11年未満	15月
組合員期間11年以上16年未満	22月
組合員期間16年以上20年未満	28月
組合員期間20年以上25年未満	43月
組合員期間25年以上30年未満	60月
組合員期間30年以上	69月

別表第2(第14条関係)

(住宅貸付 4.36%)

貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額
万円	年	円	円	万円	年	円	円	万円	年	円	円
50	8	6,179	6,091	470	20	29,381	28,991	890	20	55,636	55,231
60	8	7,415	7,299	480	20	30,006	29,673	900	20	56,261	55,895
70	9	7,848	7,745	490	20	30,631	30,334	910	20	56,886	56,580
80	9	8,969	8,877	500	20	31,256	31,013	920	20	57,511	57,224
90	10	9,267	9,169	510	20	31,881	31,667	930	20	58,136	57,897
100	10	10,297	10,147	520	20	32,507	31,972	940	20	58,762	58,179
110	11	10,506	10,357	530	20	33,132	32,622	950	20	59,387	58,861
120	12	10,718	10,503	540	20	33,757	33,308	960	20	60,012	59,531
130	13	10,932	10,747	550	20	34,382	33,979	970	20	60,637	60,198
140	14	11,149	10,908	560	20	35,007	34,634	980	20	61,262	60,854
150	15	11,368	11,204	570	20	35,632	35,304	990	20	61,887	61,531
160	16	11,590	11,379	580	20	36,257	35,977	1000	20	62,512	62,205
170	17	11,815	11,419	590	20	36,882	36,650	1010	20	63,137	62,874
180	18	12,042	11,566	600	20	37,508	36,934	1020	20	63,762	63,548
190	19	12,271	11,913	610	20	38,133	37,611	1030	20	64,388	63,837
200	20	12,503	12,049	620	20	38,758	38,282	1040	20	65,013	64,497
210	20	13,128	12,734	630	20	39,383	38,950	1050	20	65,638	65,170
220	20	13,753	13,411	640	20	40,008	39,638	1060	20	66,263	65,854
230	20	14,378	14,069	650	20	40,633	40,289	1070	20	66,888	66,507
240	20	15,003	14,750	660	20	41,258	40,956	1080	20	67,513	67,181
250	20	15,628	15,422	670	20	41,883	41,631	1090	20	68,138	67,869
260	20	16,254	15,694	680	20	42,508	42,302	1100	20	68,763	68,530
270	20	16,879	16,365	690	20	43,134	42,591	1110	20	69,388	69,194
280	20	17,504	17,038	700	20	43,759	43,257	1120	20	70,014	69,489
290	20	18,129	17,721	710	20	44,384	43,937	1130	20	70,639	70,149
300	20	18,754	18,380	720	20	45,009	44,614	1140	20	71,264	70,824
310	20	19,379	19,048	730	20	45,634	45,262	1150	20	71,889	71,499
320	20	20,004	19,730	740	20	46,259	45,941	1160	20	72,514	72,161
330	20	20,629	20,373	750	20	46,884	46,617	1170	20	73,139	72,832
340	20	21,254	21,052	760	20	47,509	47,279	1180	20	73,764	73,497
350	20	21,880	21,353	770	20	48,135	47,560	1190	20	74,389	74,176
360	20	22,505	22,021	780	20	48,760	48,233	1200	20	75,015	74,460
370	20	23,130	22,697	790	20	49,385	48,918	1210	20	75,640	75,138
380	20	23,755	23,350	800	20	50,010	49,567	1220	20	76,265	75,815
390	20	24,380	24,015	810	20	50,635	50,241	1230	20	76,890	76,457
400	20	25,005	24,691	820	20	51,260	50,914	1240	20	77,515	77,154
410	20	25,630	25,364	830	20	51,885	51,581	1250	20	78,140	77,808
420	20	26,255	26,038	840	20	52,510	52,254	1260	20	78,765	78,474
430	20	26,881	26,311	850	20	53,135	52,937	1270	20	79,390	79,148
440	20	27,506	27,002	860	20	53,761	53,201	1280	20	80,015	79,833
450	20	28,131	27,652	870	20	54,386	53,888	1290	20	80,641	80,095
460	20	28,756	28,317	880	20	55,011	54,546	1300	20	81,266	80,784

(住宅貸付 4.36%)

貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額
万円	年	円	円	万円	年	円	円	万円	年	円	円
1310	20	81,891	81,452	1480	20	92,518	92,066	1650	20	103,145	102,698
1320	20	82,516	82,098	1490	20	93,143	92,735	1660	20	103,770	103,364
1330	20	83,141	82,792	1500	20	93,768	93,400	1670	20	104,395	104,032
1340	20	83,766	83,449	1510	20	94,393	94,069	1680	20	105,020	104,703
1350	20	84,391	84,122	1520	20	95,018	94,757	1690	20	105,645	105,380
1360	20	85,016	84,787	1530	20	95,643	95,411	1700	20	106,270	106,036
1370	20	85,642	85,090	1540	20	96,269	95,707	1710	20	106,896	106,344
1380	20	86,267	85,757	1550	20	96,894	96,388	1720	20	107,521	106,990
1390	20	86,892	86,432	1560	20	97,519	97,048	1730	20	108,146	107,671
1400	20	87,517	87,099	1570	20	98,144	97,725	1740	20	108,771	108,347
1410	20	88,142	87,762	1580	20	98,769	98,393	1750	20	109,396	109,013
1420	20	88,767	88,421	1590	20	99,394	99,053	1760	20	110,021	109,671
1430	20	89,392	89,109	1600	20	100,019	99,734	1770	20	110,646	110,349
1440	20	90,017	89,762	1610	20	100,644	100,394	1780	20	111,271	111,023
1450	20	90,642	90,458	1620	20	101,269	101,069	1790	20	111,896	111,687
1460	20	91,268	90,739	1630	20	101,895	101,357	1800	20	112,522	111,984
1470	20	91,893	91,403	1640	20	102,520	102,019				

別表第3(第14条関係)

(災害貸付 3.63%)

貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額
万円	年	円	円	万円	年	円	円	万円	年	円	円
50	8	6,009	5,948	300	20	17,600	17,377	550	20	32,267	31,886
60	8	7,211	7,126	310	20	18,187	17,861	560	20	32,854	32,347
70	9	7,608	7,478	320	20	18,774	18,317	570	20	33,440	33,187
80	9	8,695	8,535	330	20	19,360	19,136	580	20	34,027	33,649
90	10	8,955	8,833	340	20	19,947	19,602	590	20	34,614	34,118
100	10	9,950	9,825	350	20	20,534	20,061	600	20	35,200	34,920
110	11	10,120	10,032	360	20	21,120	20,897	610	20	35,787	35,400
120	12	10,293	10,042	370	20	21,707	21,359	620	20	36,374	35,862
130	13	10,467	10,175	380	20	22,294	21,825	630	20	36,960	36,685
140	14	10,642	10,487	390	20	22,880	22,641	640	20	37,547	37,144
150	15	10,820	10,524	400	20	23,467	23,113	650	20	38,134	37,618
160	16	10,999	10,742	410	20	24,054	23,574	660	20	38,720	38,448
170	17	11,180	10,918	420	20	24,640	24,393	670	20	39,307	38,909
180	18	11,363	11,037	430	20	25,227	24,869	680	20	39,894	39,380
190	19	11,547	11,352	440	20	25,814	25,344	690	20	40,480	40,191
200	20	11,734	11,291	450	20	26,400	26,139	700	20	41,067	40,663
210	20	12,320	12,105	460	20	26,987	26,620	710	20	41,654	41,132
220	20	12,907	12,575	470	20	27,574	27,089	720	20	42,240	41,944
230	20	13,494	13,045	480	20	28,160	27,911	730	20	42,827	42,415
240	20	14,080	13,878	490	20	28,747	28,375	740	20	43,413	43,239
250	20	14,667	14,351	500	20	29,334	28,848	750	20	44,000	43,704
260	20	15,254	14,813	510	20	29,920	29,662	760	20	44,587	44,175
270	20	15,840	15,621	520	20	30,507	30,133	770	20	45,173	45,000
280	20	16,427	16,081	530	20	31,094	30,601	780	20	45,760	45,472
290	20	17,014	16,560	540	20	31,680	31,426	790	20	46,347	45,925

(災害貸付 3.63%)

貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額
万円	年	円	円	万円	年	円	円	万円	年	円	円
800	20	46,933	46,738	1170	20	68,640	68,281	1540	20	90,346	90,160
810	20	47,520	47,217	1180	20	69,227	68,730	1550	20	90,933	90,627
820	20	48,107	47,681	1190	20	69,813	69,571	1560	20	91,520	91,105
830	20	48,693	48,501	1200	20	70,400	70,026	1570	20	92,106	91,931
840	20	49,280	48,971	1210	20	70,987	70,487	1580	20	92,693	92,388
850	20	49,867	49,433	1220	20	71,573	71,318	1590	20	93,280	92,866
860	20	50,453	50,255	1230	20	72,160	71,788	1600	20	93,866	93,658
870	20	51,040	50,724	1240	20	72,747	72,244	1610	20	94,453	94,147
880	20	51,627	51,185	1250	20	73,333	73,060	1620	20	95,040	94,609
890	20	52,213	52,010	1260	20	73,920	73,557	1630	20	95,626	95,416
900	20	52,800	52,478	1270	20	74,507	74,006	1640	20	96,213	95,889
910	20	53,387	52,946	1280	20	75,093	74,832	1650	20	96,800	96,355
920	20	53,973	53,770	1290	20	75,680	75,308	1660	20	97,386	97,175
930	20	54,560	54,242	1300	20	76,267	75,767	1670	20	97,973	97,644
940	20	55,147	54,701	1310	20	76,853	76,582	1680	20	98,560	98,115
950	20	55,733	55,513	1320	20	77,440	77,042	1690	20	99,146	98,934
960	20	56,320	55,986	1330	20	78,027	77,516	1700	20	99,733	99,388
970	20	56,907	56,468	1340	20	78,613	78,351	1710	20	100,320	99,875
980	20	57,493	57,287	1350	20	79,200	78,804	1720	20	100,906	100,697
990	20	58,080	57,750	1360	20	79,787	79,284	1730	20	101,493	101,146
1000	20	58,667	58,221	1370	20	80,373	80,101	1740	20	102,080	101,622
1010	20	59,253	59,027	1380	20	80,960	80,576	1750	20	102,666	102,456
1020	20	59,840	59,495	1390	20	81,547	81,037	1760	20	103,253	102,904
1030	20	60,427	59,972	1400	20	82,133	81,849	1770	20	103,840	103,392
1040	20	61,013	60,788	1410	20	82,720	82,320	1780	20	104,426	104,207
1050	20	61,600	61,256	1420	20	83,307	82,789	1790	20	105,013	104,671
1060	20	62,187	61,729	1430	20	83,893	83,608	1800	20	105,600	105,127
1070	20	62,773	62,533	1440	20	84,480	84,077	1810	20	106,186	105,958
1080	20	63,360	63,010	1450	20	85,067	84,546	1820	20	106,773	106,427
1090	20	63,947	63,477	1460	20	85,653	85,365	1830	20	107,360	106,895
1100	20	64,533	64,318	1470	20	86,240	85,846	1840	20	107,946	107,713
1110	20	65,120	64,787	1480	20	86,826	86,650	1850	20	108,533	108,168
1120	20	65,707	65,249	1490	20	87,413	87,113	1860	20	109,120	108,646
1130	20	66,293	66,051	1500	20	88,000	87,592	1870	20	109,706	109,467
1140	20	66,880	66,517	1510	20	88,586	88,396	1880	20	110,293	109,939
1150	20	67,467	66,991	1520	20	89,173	88,881	1890	20	110,880	110,401
1160	20	68,053	67,808	1530	20	89,760	89,342	1900	20	111,466	111,226

別表第4(第14条関係)

(介護貸付 4.1%)

貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額	貸付金額	償還年数	毎回の償還額	最終回の償還額
万円	年	円	円	万円	年	円	円	万円	年	円	円
10	6	1,570	1,454	110	11	10,368	10,162	210	20	12,837	12,474
20	6	3,139	3,026	120	12	10,565	10,412	220	20	13,448	13,175
30	7	4,115	4,013	130	13	10,765	10,544	230	20	14,060	13,527
40	7	5,486	5,432	140	14	10,967	10,710	240	20	14,671	14,219
50	8	6,118	6,057	150	15	11,171	10,953	250	20	15,282	14,920
60	8	7,342	7,230	160	16	11,378	11,012	260	20	15,893	15,636
70	9	7,762	7,645	170	17	11,586	11,389	270	20	16,505	15,980
80	9	8,871	8,734	180	18	11,797	11,560	280	20	17,116	16,686
90	10	9,155	9,060	190	19	12,010	11,809	290	20	17,727	17,385
100	10	10,173	9,962	200	20	12,226	11,762	300	20	18,338	18,096

別表第5(第14条関係)

(住宅貸付 4.36%)

貸付金額のうちボーナスからの返済分	ボーナスからの償還回数
万円	回
100	20
150	25
200	30
250	33
300	35
350	38
400	38
450	40
500	40
550	40
600	40
650	40
700	40
750	40
800	40
850	40
900	40

「ボーナス」とは、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当をいう。

貸付金額が、200万円以上の場合に適用すること。

貸付金額のうちボーナスからの返済分以外の分は、毎月の給与からの返済分とし、これについては、別表第2に準ずること。

元金の端数調整は最終回に行うものとする。

別表第6(第14条関係)

(災害貸付 3.63%)

貸付金額のうちボーナスからの返済分 万円	ボーナスからの償還回数 回
100	20
150	25
200	30
250	33
300	35
350	38
400	38
450	40
500	40
550	40
600	40
650	40
700	40
750	40
800	40
850	40
900	40
950	40

「ボーナス」とは、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当をいう。

貸付金額が、200万円以上の場合に適用すること。

貸付金額のうちボーナスからの返済分以外の分は、毎月の給与からの返済分とし、これについては、別表第3に準ずること。
元金の端数調整は最終回に行うものとする。

別表第7(第14条関係)

(介護貸付 4.1%)

貸付金額のうちボーナスからの返済分 万円	ボーナスからの償還回数 回
100	20
150	25

「ボーナス」とは、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当をいう。

貸付金額が、200万円以上の場合に適用すること。

貸付金額のうちボーナスからの返済分以外の分は、毎月の給与からの返済分とし、これについては、別表第4に準ずること。
元金の端数調整は最終回に行うものとする。

(行財政局人事部厚生課)